

## 奨学金制度（石狩市奨学金支給条例）の見直しについて

本市の奨学金制度は、制定（昭和49年）して以来、抜本的な改正を行っていないことから、来年度に向けて制度の見直しを行います。社会経済情勢の変化、奨学審議委員会での意見、平成26年度から新たに国庫補助をもとに各都道府県で実施された「高校生等奨学給付金」制度等を踏まえ、次のとおり改正（案）の骨子をまとめましたので、みなさまのご意見を伺います。

### 改正にあたっての考え方

現在、高校や大学への進学に伴う教育費は、平成9年以降、給与所得者の平均給与が減少傾向にある中で、家計での経済的負担は増えています。

国による高校生等への修学支援は、授業料に充てる「高等学校等就学支援金」や市町村民税所得割非課税の世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」により充実をみておりますが、まだまだ十分ではありません。

本市においては、小中学校の就学援助認定率が28.5%（H25）と高く、経済的に厳しい家庭が多いと認識しています。中学校卒業後、ほとんどの生徒が高等学校へ進学していますが、高校生はアルバイトなどで自ら学費を工面する手段が大学生に比べて限られる側面が高く、実際、本市の高校奨学金の申請件数も右肩上がりとなっています。

高等学校での在学期間は、自分の将来を見据えて進路を選択する大事な時期です。この期間に学習費に困窮することなく、しっかりと学習に取り組むことが必要であると考え、高等学校の修学期間に特化し支援する制度へ改正します。このことから、大学生を持つ家庭の経済的負担が大ききことは十分承知していますが、大学生の奨学金給付については廃止することとします。

### 改正による変更点

#### 1. 奨学金の種類及び額

		月額奨学金		入学支度資金	
		現行	改正(案)	現行	改正(案)
大学学生		7,000円	廃止	10,000円	廃止
高等専門学校学生	第4学年及び第5学年	7,000円	廃止	—	—
	第1学年から第3学年	5,000円	6,000円	5,000円	40,000円
高等学校生徒		5,000円	6,000円	5,000円	変更なし

#### ■大学学生

月額奨学金及び入学支度資金を廃止します。ただし、現行制度による2年間の経過措置を設けます。

## ■高等専門学校学生

高等専門学校学生のうち、第1学年から第3学年は、高等学校生徒と同額の月額奨学金を支給し、入学時のみに必要な「入学料」の概ね2分の1の額を入学支度資金として支給します。

また、第4学年及び第5学年の月額奨学金を廃止します。（※経過措置は大学学生に同じ。）

## ■高等学校生徒

学習費<sup>\*1</sup>として必要な費用と概ね同額を月額奨学金として支給します。入学支度資金については、公立高等学校の入学料と差異が僅かであるため改正しません。

※1 学習費とは、生徒会費、PTA会費、教科書費・教科書以外の図書費、学用品・実験実習材料費、通学用品費相当額（文部科学省公表「子供の学習費調査」より）

## 2. 高校生等奨学給付金が支給される場合の取扱い

都道府県が実施する高校生等奨学給付金の対象世帯（市町村民税所得割非課税の世帯）は、次ページの[参考](#)に記載する額の給付金が支給されることから、本市の奨学生となった場合の奨学金は、給付金との差額分を支給します。ただし、本市の奨学金支給額を上回る給付金が支給される場合と、生活保護世帯は、本市の奨学生の支給対象から除きます。

- ①「第1子の高校生」については、差額支給します。
- ②「23歳未満の扶養されている兄・姉がいる、第2子以降の【全日制・定時制】の高校生」については、本市奨学金支給額を大きく上回る給付金が支給され、充実した内容となっているため、支給対象から除きます。ただし、「【通信制】の高校生」は差額支給とします。
- ③「生活保護世帯」は、生活保護費から高等学校等就学費が措置されており、さらに給付金が支給されることになるため、支給対象から除きます。

## 3. 奨学生選定の時期

高校生等奨学給付金の対象となる世帯の申請状況や課税状況を確認する必要があることから、選定期間をこれまでの「5月31日まで」から「7月31日まで」に変更します。

## 4. 選考基準

学業に関する選考基準について、次の項目を明記する。

直近3か年の学業成績の評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上であること。

## 5. 条例の施行期日

平成27年4月1日を予定。

## 6. 奨学基金への寄付募集

本市の奨学金は返済の必要がない給付型の制度で、その財源は奨学基金の取り崩しによって賄っています。しかしながら、昨今の低金利による運用益の減少もあり、この事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、広く皆様からのお力添えをいただきながら継続していきたいと考えています。

## 参 考

### ●都道府県が実施する高校生等奨学給付金（H26年度）

※給付対象となる世帯は市町村民税所得割が非課税の世帯です。



### ●本市奨学金の取り扱い例

※1 例えば、公立高校（全日制）に通う第1学年 第1子の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{（本市奨学金）} - \text{（都道府県が実施する給付金額）} = \text{本市奨学金支給額} \\
 & \text{年額 77,000円} - \text{年額 37,400円} = \text{年額 39,600円} \\
 & \cdot \text{本市奨学金 年額 77,000円は、入学支度資金 5,000円を含めた金額です。}
 \end{aligned}$$

※2 例えば、23歳未満の扶養されている兄がいる公立高校（全日制）に通う第2学年 第2子の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{（本市奨学金）} - \text{（都道府県が実施する給付金額）} = \text{本市奨学金支給額} \\
 & \text{年額 72,000円} - \text{年額 129,700円} = \text{0円（支給対象外）}
 \end{aligned}$$

※3 例えば、23歳未満の扶養されている姉がいる私立高校（通信制）に通う第2学年 第2子の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{（本市奨学金）} - \text{（都道府県が実施する給付金額）} = \text{本市奨学金支給額} \\
 & \text{年額 72,000円} - \text{年額 38,100円} = \text{年額 33,900円}
 \end{aligned}$$